

電子商取引の課税に関する動向

はじめに

最近のわが国における電子商取引の動向としては、コンビニを利用した電子商取引が話題となり、インターネット又は電子商取引という用語が、新聞等を賑わしている。

このような動向を受けて、わが国の課税当局も電子商取引の課税について検討を行うとともに、執行面では、電子申告導入に向けて実験を行う動きがある。

現在のところ、電子商取引の課税について大規模な法改正等の動きはないが、今後の電子商取引の急激な増加に対応するためには、電子商取引の課税について、現状の整理が必要であろう。本欄では、既に何度かにわたり電子商取引の課税を取り上げたが、ここで、もう一度、各国及び国際機関等の電子商取引の課税に対する動向とそれに関して公表されている文献等について整理する。

1 米国

米国は、1997年7月1日にホワイトハウスが公表した、“A Framework for Global Electronic Commerce”において、租税を含めて、米国政府は、今後、インターネット等に対する

政府の干渉を最小限度とする基本方針を示した。このような政府方針に先立って、同様の基本方針を踏まえて、米国財務省 (U. S. Treasury Office of Tax Policy) は、1996年11月に、国際的電子商取引に関する租税上の論点を整理した報告書 (“Selected Tax Policy Implications of Global Electronic Commerce”) を公表している。

また、米国は、1998年10月にインターネットに対する州税の課税を凍結するインターネット税凍結法を成立させている。なお、この法律の成立過程の詳細は、矢内他共著『インターネット・電子商取引の法務と税務』（ぎょうせい、平成11年）を参照されたい。

2 EU

EUは、電子商取引と税務との関連を専門に検討した報告書を作成していないが、電子商取引の普及により影響を受ける遠距離通信に係る付加価値税 (VAT) の課税について、1997年に指令 (97/200/EU) を公表している。

3 OECD

OECDは、1997年11月に、フィンランドのツルクで行った電子商取引に関する会議の報告

Topics of International Taxation

書として、“Electronic Commerce: The Challenges to Tax Authorities and Taxpayers”を公表し、1998年10月にカナダのオタワで開催されたOECD閣僚会議に先立ち、OECD租税委員会は、1998年9月に、“Electronic Commerce: A Discussion Paper on Taxation Issues”を公表し、オタワ会議については、“Electronic Commerce: Taxation Framework Conditions”を作成している。

また、OECD租税委員会は、電子商取引に係る課税等を検討する五つの作業グループを1999年1月に立ち上げ、そのうちの一つである「事業所得」のグループが、1999年9月の第1回会議において租税条約における事業所得課税の基礎概念である恒久的施設(PE)の定義を再検討するために、“Electronic Commerce: Application of the Existing Permanent Establishment Definition”というドラフトを作成し、これを開放して、1999年末までに関係各国に対して、コメントを求めている。

4 その他の国等

オーストラリア国税庁は、1997年8月に、“Tax and the Internet”という長文の報告書を公表し、カナダ歳入庁は、1998年に、“Report of The Minister's Advisory Committee on Electronic Commerce”を公表している。

また、国際的な学術団体であるIFA (International Fiscal Association) は、Richard Doernberg and Luc Hinnekens 共著の、“Elec-

tronic Commerce and International Taxation” (Kluwer Law International, 1999) を出版している。

なお、電子商取引の課税についての上記の資料について、出版物を除いて、そのすべては、インターネットを通じて入手しているが、本稿執筆時における入手可能性のチェックは行っていない。

5 まとめ

私は、将来的には、国際協調を前提として、インターネットに対する新しい形態の租税が検討事項になるものと考えているが、わが国を含めて、各国の現行の税法等を前提とすると、電子商取引に係る課税問題は、法人税、所得税、消費税及び印紙税等の課税に影響すること及び電子商取引がクロスボーダー取引となる特徴を有していること等を勘案して、早急に電子商取引に対する現行法令の課税の限界を見極める必要があるものと考えている。また、コンピュータの普及は、電子申告、電子帳簿保存等の分野において、税務行政にも大きな影響を与えることになろう。

日本大学教授

矢内 一好